

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和6年9月24日

○出席委員

委員長 南川 則之
委員 世古 雅人
委員 濱口 正久
委員 戸上 健
委員 坂倉 広子
委員 世古 安秀

副委員長 山本 欽久
委員 瀬崎 伸一
委員 山本 哲也
委員 木下 順一
委員 尾崎 幹

議長 河村 孝

○欠席委員（なし）

○出席説明者

特別会計及び企業会計

（上水）

・寺本水道課長、河原補佐、吉崎係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時42分 再開)

○南川則之委員長 それでは、予算決算常任委員会を再開します。

本日審査をします案件は、議案第19号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号)の1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第19号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号)について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 おはようございます。水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第19号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的収入及び支出の補正といたしまして、収入では、第1款水道事業収益、第2項営業外収益で2,000万円を増額することで、補正後の予算額を12億8,130万円としております。

また、支出では、第1款水道事業費用、第1項営業費用を2,250万円増額し、補正後の予算額を11億885万1,000円としております。

次に、第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正といたしまして、職員給与費を200万円増額しております。

補正予算の詳細につきましては、予算書9ページの令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画明細書及び提出いたしました概要資料及び補足資料として提出いたしました委員会資料にてご説明させていただきます。

それでは、予算書9ページの補正予算(第3号)実施計画明細書と委員会資料を併せてご覧ください。

収益的収入及び支出の収入として、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3雑収益で2,000万円の増額補正を行っております。

これは、去る7月27日、長岡地区での漏水事故に伴い発生した断水・濁水による損害補償に対応するため、本市が加入している日本水道協会の水道賠償責任保険を活用することから、その支払い額上限を計上しております。

なお、日本水道協会水道賠償責任保険の保険金は、機器補償及び損害補償が1,000万円、営業補償が1,000万円で、合わせて2,000万円が上限金額となっております。

次に、支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費で、時間外勤務手当の補正として200万円の増額を計上しております。これは、今回の漏水事故では活用できなかった国崎方面からの配水ルートの夜間洗管作業を含め、今年度、今後必要となる時間外勤務手当を計上しております。

次に、補償費の補正といたしまして2,000万円を計上しております。長岡地区断水・濁水に係る損害補償金として、日本水道協会水道賠償責任保険の上限額と同額を計上しております。

次に、長岡地区断水・濁水に係る応急給水活動にご協力いただいた伊勢市、志摩市への費用負担として、負担金50万円を計上しております。主な内訳は、伊勢市、志摩市の両市が応急給水活動を行うに当たり要した人件費42万3,000円及び燃料費2万5,000円などです。

なお、当初、水道課では、予備費を活用して補償対応を行う予定でしたが、補償金の支払い時期が、申請受付から約2か月かかる見込みとなりましたので、その間で補正予算議案を上程し、市議会への説明をさせていただくこととし、既決予算である予備費につきましては、今後、緊急を要する工事などの執行の際に活用させていただきたいと考えております。

また、鳥羽市給水条例について少し触れさせていただきたいと思います。

今回、直近の最高裁判所差戻し控訴審判決を踏まえ、市の顧問弁護士へも相談の上、今回の漏水事故に伴う断水・濁水による損害補償を行うことといたしましたが、現行の鳥羽市給水条例第14条第1項及び第3項では、水道施設の損傷により「給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても、市はその責を負わない」という趣旨が規定されております。このことから、現在の状況とそごが生じているという状況になっております。

標準条例を採用する全国の水道事業者では、同様の状況が生じていることから、日本水道協会三重県支部がアンケート調査を行ったところ、三重県内では約半数の市町が条例改正を検討しているという結果でございました。本市におきましても、今後提供される情報等に注視しながら、改正に向けた検討を進めたいと考えております。

なお、予算書4ページに補正予算の内容を反映させたキャッシュ・フロー計算書を、5ページから6ページに給与費明細書を、7ページから8ページに財政状態を表す予定貸借対照表を掲載させていただいておりますので、ご覧おきください。

以上、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 説明は分かりました。

補償とかもされるんですけども、これまで9月から問合せとかそんなんを、現実にどれぐらいの件数が、問合せとか、あるいは請求とかが来ているのか、現在の状況を教えていただきたいと思います。

○南川則之委員長 吉崎係長。

○吉崎係長 水道課の吉崎です。よろしく申し上げます。

現時点での申請の受付は3件あります。その3件については、9月20日になんですけれども、既に提出済みとなっております。

申請には至っていない問合せの件数としては、今、9件あります。また、ちょっと相談中というふうになっておりますので、引き続き対応したいと考えております。

以上です。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 3件が20日現在で提出されて、9件が問合せということになりますけれども、十分にこの趣旨を住民にも周知をして、戸別の対応をしていただきたいと思いますけれども、周知方法はどのようにちょっとされているのか、それだけちょっと最後にお伺いします。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 水道課の河原です。よろしく申し上げます。

周知方法についてなんですけれども、補償を行うということを広く知っていただく必要がございますので、複数の媒体を活用するという方法を取っております。

まず一つが、水道の契約者全員に対してですけれども、戸別の案内はがきを送らせていただきました。これは8月21日に行っております。また、同じタイミングで市ホームページへの掲載のほうを行っております。また、広報とばのほうへ、該当する4町の方全てに知っていただきたいということで、折り込みチラシのほう入れさせていただきました。

このほか、受付が始まるタイミングで、とばメールのほうを配信させていただいております。

以上です。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 分かりました。

十分にそういう問合せとか相談あった場合には対応をしていただいて、寄り添うような補償もいろいろと検討していただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 負担金についてちょっと聞きたいんですけど、今回は伊勢市と志摩市ですよ。これは人件費と燃料費と言うていましたけれども、今後、災害なんかの場合、それとそれは今回の修繕の取組の中の、その災害起こったときと同じような負担金になるわけですか。今回は修繕、以外でもこういう近隣市町の負担金というのは発生するとは思いますが、それ以上にもっと拡大してしまうと、どこら辺までが負担金の枠内に入っているのか、ちょっと分かれば教えていただければ。

○南川則之委員長 河原課長補佐。

○河原課長補佐 ただいまのご質問なんですけれども、大規模な災害になったときには災害救助法というものがございまして、その範囲での対応ということにまずはなってくるんですけど、実は、その範囲というのが少し限定されているようなところがありまして、必要な備品を購入した場合にそれが対象になるかどうか、買ったものを換価して再度売り払って、その差額分だけしか該当にならないよとかいろいろ制約がございまして、ですのでそこをカバーするために、日本水道協会のほうで、災害救助法で対応できない部分も含めて幅広く対応するというふうになっております。その範囲については、ちょっと個別の対応となってくるかなと思います。

以上です。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は、全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 討議したい案件もないようですので、続いて採決を行います。

お諮りします。

議案第19号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第3号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもって予算決算常任委員会を散会します。

(午前10時55分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月24日

予算決算常任委員長 南 川 則 之